令和８年（フ）第２３４７号
愛知県半田市平地町３丁目60番地　ベルシェール102号、従前の住所愛知県半田市平地町３丁目48番地の３
債務者　水上　英明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２９２号
北海道北斗市久根別４丁目15番53号
債務者　小濱　友郎
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４１０号
函館市山の手３丁目14番１号
債務者　金子　倫子（旧姓蒔苗）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３７号
函館市西桔梗町712番地38
債務者　木幡　一彦
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３９号
函館市宇賀浦町11番８―302号
債務者　高橋りち子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４４５号
北海道亀田郡七飯町鳴川５丁目19番１―308号　鳴川高台団地１棟
債務者　高田　飛鳥
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第１５１号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南1554番地
債務者　川東　　晃一
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１７３号
群馬県太田市安良岡町584番地
債務者　石井　優一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１８５号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4584番地21　メゾン中野201
債務者　佐藤　郁恵
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１７２７号
さいたま市大宮区吉敷町３丁目65番地３　オアシス吉敷101
債務者　松苗亜由美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７３９号
さいたま市見沼区大字新堤138番地６
債務者　小川カツ子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７５０号
埼玉県和光市新倉１丁目19番１号　アーバンライフ１―201
債務者　高野　　栞
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７５６号
埼玉県久喜市鷲宮５丁目７番２号　アーバンライフコモリ202号
債務者　清水　惠子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４７２号
愛知県みよし市三好町中島98番地１　ベルクレスト306号、前住所愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48番地509　県営諸輪住宅４棟405号
債務者　伊藤亜樹子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４７５号
愛知県岡崎市井田町字４丁目118番地　ベレオ井田町　301
債務者　西山　友惟
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１７２１号
さいたま市緑区原山３丁目15番31号　尚和園
債務者　柴崎セツ子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７９５号
埼玉県新座市大和田五丁目17番23号　ハイツ新座304号室
債務者　若月　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係